

日本 GAP 協会 JGAP マーク使用の細則

目次	ページ
1. 目的	1
2. JGAP マークの種類と定義	1
3. JGAP 認証農場マーク	1
3.1 使用方法	1
3.2 JGAP認証農場マークが使用できるまでの流れ	3
3.3 報告義務	4
4. JGAP農畜産物使用マーク	4
4.1 使用方法	4
4.2 JGAP農畜産物マークが使用できるまでの流れ	5
4.3 報告義務	6
5. JGAPについて補足説明をする場合について	6
6. JGAPマークを使用しないJGAPの認証に関する表示方法	8
7. ASIAGAP認証農場によるJGAPマークの使用について	9
8. ASIAGAP農産物使用マーク使用者によるJGAP農畜産物使用マークの使用について	9
9. JGAPロゴマークについて	9
10. 不正使用への対応	10
改訂履歴	11

1. 目的

本細則は、一般財団法人日本GAP協会（以下、協会）の登録商標であるJGAPマーク（JGAP及びその文言を含むマーク）を使用する者が従うべき事項について、「JGAP総合規則」（以下、総合規則）の下でそれを補完するものである。

2. JGAPマークの種類と定義

JGAPマークには、JGAP認証農場マークとJGAP農畜産物使用マークがあり、以下に定義される。

（1）JGAP認証農場マーク

JGAP認証を取得した農場であること、あるいはその農場から出荷された認証農畜産物であることを表すマークで、JGAP認証農場・JGAP認証団体が協会から許諾を受けて表示することができる。



登録番号 123456789



Reg.123456789

（2）JGAP農畜産物使用マーク

JGAP認証を取得した農場の認証農畜産物を原料として使用し小分け・加工・製造した商品であることを表すマークで、その小分け・加工・製造業者（これをJGAP農畜産物使用マーク使用者という）が協会から許諾を受けて表示することができる。



登録番号 123456



登録番号 L123456



Reg.123456

3. JGAP認証農場マーク

3.1 JGAP認証農場マークの使用方法

（1）JGAP認証農場マークの色

「JGAP認証農畜産物」及びその商品の包装資材・梱包資材に表示する場合は、JGAP認証農場マークを使用する者が色を自由に決定することができる。その際は、農畜産物の色や包装資材で使用する他の色との組み合わせを考慮すること。

名刺、農場・団体の看板、ウェブサイト、その他の販促資材に使用する場合は、原則として提供された版下の色のまま使用すること。版下は3種類のファイル形式で提供され、下記の指示に従うこと。

緑色のタイプ

- ・ JPEG ファイル（そのまま使用）
- ・ EPS ファイル（緑色部分 DIC2555）
- ・ GIF ファイル（そのまま使用）

登録番号まで含めてJGAP認証農場マークであり、その色についても上記に従う。

（2）JGAP認証農場マークの内容と形と大きさ

JGAP認証農場マークは協会が提供した状態で使用することとし、内容（文言）や形の変更は認めない。大きさの変更は、縦と横の比率を保持したまま拡大または縮小することは認める。

JGAP認証農場マークは、農場・団体の名称（名前）、または使用する農畜産物ブランド（小売業等のプライベートブランドを含む）よりも小さく表示することを原則とする。ただし、視認性を確保するため、登録番号の数字が判別できないほど縮小することはできない。

（3）JGAP認証農場マークの表示の条件

総合規則10.2.1に定める以外に、次の事項に留意すること。

a. JGAP認証農場マークは、表示を義務付けるものではなく、表示をするかどうかは任意のものである。

b. JGAP認証農場マークを表示するときは、認証農場・団体の名称（名前）を必ず併記すること。JGAP認証農場マークと認証農場・団体の名称（名前）を同時に見ることができる距離の範囲内で使用することを原則とする。なお、団体認証の場合は、農畜産物に団体の名称と団体に所属している農場の名前を両方表記することはできるが、農場名だけを単独で表記することはできない。必ず認証団体の名称を明記すること。

c. JGAP認証農場マークは消費者向け農畜産物ブランドではなく、その農畜産物を生産した農場・団体が導入している農場管理の手法を伝えるものである。従って、JGAP認証農場

マーク自体がブランドであるような表示または説明をしてはならない。

(農畜産物およびその商品への使用の場合)

d. 総合規則3.(17)(家畜・畜産物は(18))に定めるJGAP認証農畜産物だけが表示することができる。

e. JGAP認証農場マークは、認証農場・認証団体から出荷される消費者向けの農畜産物、中間業者(外食・加工・業務など)向けの農畜産物のどちらにも表示できる。農畜産物へ直接表示する他、農畜産物の包装資材や梱包資材(ダンボール箱、茶の大海袋等)に表示できる。

(名刺、ウェブサイト等の販促資材への使用の場合)

f. JGAP認証農場マークは、名刺、農場や団体事務局の看板、展示会等での説明パネル、ウェブサイト、パンフレット等の販促物に表示できる。団体認証を取得した組織の構成員について、その認証に関係ない者・部署はJGAP認証農場マークを名刺に使用することはできない。その他の使用方法については、協会に問い合わせること。

3.2 JGAP認証農場マークが使用できるまでの流れ

(1) 許諾申請

JGAP認証農場マークの使用を希望する認証農場・団体は、様式A1:「JGAPマーク使用許諾申請書【JGAP認証農場マーク用】」に必要事項を記入・押印し、JGAP認証書の写しを添えて協会宛に郵送する。

(2) 許諾及びデジタルデータの提供

協会は、申請内容の妥当性を確認した後、申込のあった認証農場・団体へ「JGAP認証農場マーク使用許諾書」を送付する。同時にJGAP認証農場マークの版下デジタルデータが入ったCD-Rおよび発行手数料の請求書を送付する。

(3) JGAP認証農場マーク使用料と発行手数料

JGAP認証農場マークの使用にかかる費用は、発行手数料のみであり、使用料は使用頻度にかかわらず無料とする。JGAP認証農場マークの発行手数料は、別途定める各事業料金表に規定する。

(4) JGAP認証農場マークの印刷

総合規則および本細則が定める条件を満たすようにJGAP認証農場マークを配置し、大きさや色を決めた上で、印刷業者等に版下デジタルデータを渡し、シールや包装資材や販促物を作成する。定型文言(5章参照)については、総合規則および本細則が定める条件を満

たすように配置・デザインし、シールや包装資材や販促物を作成する。

3.3 JGAP 認証農場マークに関する報告義務

JGAP 認証農場マークを表示した商品デザインを開発した認証農場・団体は、開発した商品デザインに関する情報を年 1 回協会に報告しなければならない。

協会は、年 1 回、JGAP 認証農場マークを表示した商品デザインに関する情報の報告依頼を認証農場・団体に提出期限を申し添えて連絡する。認証農場・団体は報告依頼に従い、提出期限までに商品デザインの写真又は現物を添えて協会に送付する。

協会は、報告された商品デザインの使用方法が適切でない場合には、当該組織に改善を要求する。

商品デザインに関する報告を怠るあるいは要求された改善に応じない場合、JGAP 認証農場マークの使用を取り消される場合がある。

4. JGAP農畜産物使用マーク

JGAP農畜産物使用マーク使用者とは、商品に表記されている表示内容に法律上の責任を持つ者を指す。プライベートブランド商品等で小分け・加工・製造委託している場合、小分け・加工・製造委託先ではなく、販売者がJGAP農畜産物使用マークの使用について協会から許諾を得る。

4.1 JGAP農畜産物使用マークの使用方法

(1) JGAP農畜産物使用マークの色

「JGAP認証農畜産物を使用した商品」及びその商品の包装資材・梱包資材に表示する場合は、JGAP農畜産物使用マークを使用する者が色を自由に決定することができる。その際は、農畜産物の色や包装資材で使用する他の色との組み合わせを考慮すること。

パンフレット、ウェブサイト、その他の販促資材に使用する場合は、原則として提供された版下の色のまま使用すること。版下は3種類のファイル形式で提供され、下記の指示に従うこと。

緑色のタイプ

- ・JPEG ファイル (そのまま使用)
- ・EPS ファイル (緑色部分 DIC2555)
- ・GIF ファイル (そのまま使用)

登録番号まで含めてJGAPマークであり、その色についても上記に従う。

(2) JGAPマークの内容と形と大きさ

JGAP農畜産物使用マークは協会が提供した状態で使用することとし、内容（文言）や形の変更は認めない。大きさの変更は、縦と横の比率を保持したまま拡大または縮小することは認める。

JGAP農畜産物使用マークは、商品ブランド名称、またはJGAP農畜産物使用マーク使用者の名称（または社名ロゴ）の表示より小さく表示すること。ただし、視認性を確保するため、登録番号の数字が判別できないほど縮小することはできない。

(3) JGAP農畜産物使用マークの表示の条件

総合規則10.2.2に定める以外に、次の事項に留意すること。

a. 協会から許諾を受けたJGAP農畜産物使用マーク使用者またはその小分け・加工・製造委託先が包装した商品に限る。

b. JGAP農畜産物使用マークの使用状況に関する報告書を協会に年1回提出する。報告書は様式B3：「JGAP農畜産物使用マークの使用状況に関する報告書」に示す。

c. JGAP農畜産物使用マーク使用者は、許諾時に協会が発行する「JGAP農畜産物使用マーク使用許諾書」および「JGAP農畜産物使用マーク使用許諾書付属書」の内容に変更があった場合は、協会へ変更連絡をすること。変更連絡は、更新された様式B1：「JGAPマーク使用許諾申請書【JGAP農畜産物使用マーク】」および様式B2：「JGAP農畜産物使用マーク申請付属書」を提出のこと。協会は新たな「JGAP農畜産物使用マーク使用許諾書」および「JGAP農畜産物使用マーク使用許諾書付属書」をJGAP農畜産物使用マーク使用者へ送付する。

4.2 JGAP農畜産物使用マークが使用できるまでの流れ

(1) 許諾申請

JGAP農畜産物使用マークの使用を希望する者は、様式B1：「JGAPマーク使用許諾申請書【JGAP農畜産物使用マーク】」に必要事項を記入・押印して、協会宛に郵送する。

(2) 許諾及びデジタルデータの提供

協会は、申請内容の妥当性を確認した後、JGAP農畜産物使用マークの利用に関する契約書を申請者と交わす。

協会は、契約を交わしたJGAP農畜産物使用マーク使用者に対してJGAP農畜産物使用マークの利用を許諾し、「JGAP農畜産物使用マーク使用許諾書」および「JGAP農畜産物使用マーク使用許諾書付属書」を送付する。同時にJGAP農畜産物使用マークの版下デジタルデータが入ったCD-Rおよび発行手数料・年間使用料の請求書を送付する。

(3) JGAP農畜産物使用マーク発行手数料と年間使用料

JGAP農畜産物使用マークの使用にかかる費用は、発行手数料と年間使用料であり、年間使用料は使用頻度にかかわらず一定である。JGAP農畜産物使用マークの発行手数料・年間使用料は、別途定める各事業料金表に規定する。

(4) JGAP農畜産物使用マークの使用

総合規則および本細則が定める条件を満たすようにJGAP農畜産物使用マークを配置し、大きさや色を決めた上で、印刷業者等に版下デジタルデータを渡し、シールや包装資材や販促物を作成する。

定型文言については、総合規則および本細則が定める条件を満たすように配置・デザインし、シールや包装資材や販促物を作成する。

4.3 JGAP農畜産物使用マークに関する報告義務

JGAP農畜産物使用マークを表示した商品デザインを開発したJGAP農畜産物使用マーク使用者は、JGAP農畜産物使用マークの使用状況に関する報告書および開発した商品デザインを年1回協会に報告しなければならない。

協会は、年1回、JGAP農畜産物使用マークの使用報告依頼をJGAP農畜産物使用マーク使用者に送付する。JGAP農畜産物使用マーク使用者は報告依頼に従い、提出期限までに様式B3：「JGAP農畜産物使用マークの使用状況に関する報告書」および商品デザインの写真又は現物を協会に送付する。

協会は、報告された商品デザインの使用方法が適切でない場合には、当該組織に改善を要求する。

商品デザインの報告を怠るあるいは要求された改善に応じない場合、JGAP農畜産物使用マークの使用を取り消される場合がある。

5. JGAPについて補足説明をする場合

商品上または販促物などにおいて、JGAPについて補足説明を文言で行う場合、以下の定型文言から選択してJGAP認証農場マークと同時に使用・表示する。補足説明の文言は、視認可能でかつ大きすぎない文字の大きさ（例えば、JIS（日本工業規格）Z 8305に規定する6ポイント以上12ポイント以下）で表示することが望ましい。なお、定型文言の表示は、その表示を義務付けるものではなく、任意である。

複数の定型文言を組み合わせる新たな一文を作成する、またはそれを外国語に翻訳すること、定型文言の主意を変更しない範囲で言葉の修正・補足することは可能とする。その際、元の意味から逸脱した内容になっていることが発覚した場合は、改善指導する。

以下の定型文言及び協会が発行するJGAP公式広報物またはその中で使用している文言以外のJGAP補足説明文言を使用することは原則としてできない。ただし、様式C1：「JGAPマーク定型文言の追加提案書」を用い、協会に追加提案を要望することは可能である。協

会は、定型文言の追加が必要な場合には追加文言を起案し、理事及び技術委員を諮問先（審査）とし、代表理事が許諾（承認）する形で行う。追加は本細則の変更をもって行われ、公開される。

<JGAP を補足説明する定型文言>

（ ）内は使用することが任意の文言を示しています。

JGAP（認証）は、食の安全や環境保全に取り組む農場に与えられる認証です。

JGAP（認証）は、第三者機関の審査により、食の安全や環境保全に取り組んでいることが確認された農場に与えられる認証です。

JGAP（認証）は、食の安全・環境保全・人権と福祉への配慮に取り組む農場に与えられる認証です。

JGAP（認証）は、第三者機関の審査により、食の安全・環境保全・人権と福祉への配慮に取り組んでいることが確認された農場に与えられる認証です。

JGAP（ジェイ・ギャップ）は、Japan Good Agricultural Practice（日本の良い農業のやり方）の略です。

JGAPは、農業界と流通業界と消費者が協力して開発した最新の農場管理の手法であり、食の安全と持続的な農業経営の両立を目指しています。

JGAPは信頼できる農場の目印

JGAPは信頼できる農場の証

（JGAPは）明確な基準：農林水産省が導入を推奨する「農業生産工程管理手法」の一つ。

（JGAPは）食の安全確保：農薬の管理や、肥料の管理の徹底。

（JGAPは）環境への配慮：環境保全に関する農作業の注意点。水や土壌の保全。

(JGAPは) 畜産物の安全確保：家畜の生産工程管理(家畜伝染病の発生予防、動物用医薬品の残留防止対策等)の徹底。

(JGAPは) 家畜の飼養衛生管理を徹底し、環境に配慮した農場運営を目指しています。

日本安全農場管理認証

註：中国・台湾等中国語圏で使用可能

以下は、JGAP 農畜産物使用マークに限り併記が可能な定型文言とする。JGAP 認証農場マークとの併記はできない。

この商品はJGAP認証農場の〇〇（品目名が入ります 例：米、緑茶、トマト、りんご、牛肉、豚肉、鶏肉、生乳、鶏卵）を100%使用しています。

6. JGAPマークを使用しないJGAPの認証に関する表示方法

総合規則10.7のJGAPマークを使用しないJGAPの認証に関する表示を行う場合には、下記の条件を満たすこと。

(1) 表示に含めなければならない内容

- a. 「JGAP認証農場で生産された農畜産物」の名称
- b. 「JGAP認証農場で生産された農畜産物」及び「JGAP認証農場で生産された農畜産物」と同一の種類の原材料（下記の例であれば人参）を合わせたものに占める重量の割合（ただし、その割合が100%である場合は、割合の表示を省略することができる）

(2) 表示の大きさ

商品ブランド名称、または社名ロゴの表示より小さく表示すること。ただし、視認性を確保すること。

※表示の例示

人参（JGAP認証農場の農産物50%以上）

人参はJGAP認証農場の農産物を使用

JGAP認証農場の人参を使用

※説明：【JGAPの認証を表現する対象と表示手段の全体像】

表示する者	表示対象	JGAP 認証農場で生産された農畜産物	JGAP 認証農場で生産された農畜産物を使用した商品	名刺、看板、ウェブサイト、パンフレット、広告、その他の販促資材
	表示手段			
認証農場・団体	JGAP 認証農場マーク	○	×	○
	JGAP 農畜産物使用マーク	×	○（*注記 1）	○（*注記 1）
	文字のみ	×	○	○（*注記 2）
上記以外の使用者	JGAP 農畜産物使用マーク	×	○（*注記 1）	○（*注記 1）
	文字のみ	×	○	○

*注記 1) 総合規則 10.2.2(4)の条件を満たす場合に限る。

*注記 2) 米の場合の粳、玄米、精米、及び茶の場合の生葉、荒茶、仕上茶のどの段階までの認証であるのか認証範囲を明確にする必要がある。

7. ASIAGAP認証農場によるJGAPマークの使用について

ASIAGAPはJGAPを包含しているため、ASIAGAP認証農場は本細則3.2の手順に従い、JGAP認証農場マークを入手し、本細則に従いJGAP認証農場マークを使用することができる。ただし、JGAP認証書が必要となる。JGAP認証からASIAGAP認証に切り替えた農場も同様にJGAP認証農場マークを使用することができる。

8. ASIAGAP農産物使用マーク使用者によるJGAP農畜産物使用マークの使用について

ASIAGAPはJGAPを包含しているため、ASIAGAP農産物使用マーク使用者は本細則4.2の手順に従い、JGAP農畜産物使用マークを入手し、本細則に従いJGAP農畜産物使用マークを使用することができる。JGAP農畜産物使用マークからASIAGAP農産物使用マークに切り替えたASIAGAP農産物使用マーク使用者も引き続きJGAP農畜産物使用マークを使用することができる。

9. JGAPロゴマークについて

JGAPロゴマークは、協会の許諾を受けずに使用することはできない。また、JGAP認証農場マーク・JGAP農畜産物使用マークの代替として表示してはならない。

【JGAPロゴマーク】



10. 不正使用への対応

JGAPの文言の不正使用が発覚した場合、協会はその者に対して差し止め請求・損害賠償請求等の民事上及び刑事告訴等の刑事上の法的措置を取ることがある。

附則

本改訂は2019年2月12日より有効となる。

改定日

第1改訂日：2011年01月06日

第2改訂日：2011年10月30日

第3改訂日：2013年04月12日

第4改訂日：2015年01月20日

第5改訂日：2015年05月18日

第6改訂日：2017年08月01日

第7改訂日：2017年11月24日

第8改訂日：2019年02月08日

一般財団法人日本GAP 協会
東京都千代田区紀尾井町3-29 日本農業研究所ビル4F
TEL:03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113